

教 育 長 室

## 私立小・中学校等に通う児童・生徒等への給食費相当額の支給について

各家庭において物価高騰等による経済負担が増していく中、港区に暮らす子どもが、学校種別によらず、安心して学校に通い学べる環境を整えるため、区立小・中学校以外に通う児童・生徒等に対し給食費相当額を支給します。

### 1 背景・経緯

#### (1) これまでの区の実施

区では、長引く物価高騰への対策や、給食費無償化に向けた具体的方策を検討するとして国の動向を踏まえ、令和5年9月から学校設置者として区立小・中学校の給食費を不徴収としています。

一方、区立小・中学校以外に通う子どもたちへの支援については、給食の内容等の実態や保護者の負担水準に加え、財政的観点も踏まえ、総合的な子育て支援の枠組みの中で検討を重ねてまいりました。

#### (2) 東京都の動向

東京都は令和8年度予算において、区市町村が実施する公立小・中学校の給食費支援との均衡を図るため、新たに「私立小中学校等給食費等負担軽減区市町村補助事業」（以下「私立等給食費補助」といいます。）を創設し、私立小・中学校等に通う児童・生徒等の保護者に対して給食費相当額の補助を行う区市町村に対し、財政支援を行う方針を示しました。

しかしながら現時点では、私立等給食費補助の具体的な制度設計がなされておらず、事業開始を年度途中とし、対象に一定の制約を設けること、また、補助金交付は4月に遡及することのみ示している状況です。

#### (3) 給食費相当額の支給の実施について

各家庭において物価高騰等による経済負担が増していく中、区は学校種別によらず子どもたちが安心して学べる環境を速やかに整備する必要があります。

このため、東京都が制度構築を進める私立等給食費補助を活用し、迅速な支援を実現するため、補助金交付に先立ち区の一般財源により給食費相当額の支給を開始します。

### 2 事業概要

#### (1) 対象

以下のすべてに該当する子ども

ア 港区に住民登録があること

イ 当該年度に小学1年生から中学3年生の学齢であること

ウ 港区立小・中学校に在籍していないこと

※ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外とします。

- ・生活保護、就学援助等により給食費相当額の支援を受けている場合
- ・現在通っている学校で給食費が無償化されている場合

(2) 支給金額

小学生 年額 74,800円

中学生 年額 88,000円

※積算根拠は別紙「私立小・中学校等に通う児童・生徒等への給食費相当額支給金額算出の考え方」のとおり。

(3) 支給人数

小学生 約 4,000人

中学生 約 4,100人

(4) 実施方法

区立小・中学校以外に通う学齢期の子どもがいる家庭に対して申請書類を送付し、申請内容に基づき支給額を決定の上、指定口座に振り込みます。

支給は令和8年4月分から対象とし、年間3回(※)に分けて実施するとともに、各回の基準日において住民登録のある子どもを対象とします。

※令和8年度については遡及支給とし、年間2回の支給を予定しています。

### 3 事業規模

712,464千円

【内訳】

- ・補助金 660,000千円
  - 小学生支給金額(総額) 299,200千円
  - 中学生支給金額(総額) 360,800千円
- ・委託料 52,464千円
  - コールセンター、BPOセンター開設

### 4 今後のスケジュール(予定)

令和8年 6月 令和8年第2回港区議会定例会(補正予算案提出)

10月 コールセンター、BPOセンター開設

区ホームページ、広報みなと等による周知

11月～ 対象者あて申請書類送付開始

私立小・中学校等に通う児童・生徒等への給食費相当額 支給金額算出の考え方

- 1 小学生 年額74,800円  
 東京都公立小学校等給食費負担軽減事業の補助額に準拠して算出  
 月額6,800円(※1)×11か月  
 ※1 都の補助上限月額(平均)6,800円

(参考) 東京都公立小学校等給食費負担軽減事業の補助額

小学生の場合の負担割合イメージ

都補助上限額 6,800円(平均) / 月・人 (都上乗せ補助額1,600円(平均)) (国基準額 5,200円 / 月・人)	都負担 (1/2)	区負担 (1/2)
都負担 (全額)		

(東京都にて調整中) 私立小中学校等給食費等負担軽減区市町村補助事業の補助額

小学生の場合の負担割合イメージ

都補助上限額 6,800円(平均) / 月・人	都負担 (1/2)	区負担 (1/2)
(5,200円 / 月・人)	都負担 (1/2)	区負担 (1/2)

※補助対象は私立学校・私立特別支援学校に限ります。

- 2 中学生 年額88,000円  
 東京都公立中学校給食費負担軽減事業の補助額に準拠して算出  
 月額8,000円(※2)×11か月  
 ※2 都の補助基準単価464円×年間給食回数190回(千円以下四捨五入)÷11か月

(参考) 東京都公立中学校給食費負担軽減事業の補助額

中学生の場合の負担割合イメージ

都補助基準単価 464円 / 1食	都負担 (1/2)	区負担 (1/2)
----------------------	-----------	-----------

(東京都にて調整中) 私立小中学校等給食費等負担軽減区市町村補助事業の補助額

中学生の場合の負担割合イメージ

都補助基準単価 464円 / 1食	都負担 (1/2)	区負担 (1/2)
----------------------	-----------	-----------

※補助対象は私立学校・私立特別支援学校に限ります。